北陸地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年６月24日

北陸地方整備局長　中神　陽一

１　河川の名称　小矢部川水系小矢部川

２　河川管理施設の名称又は種類　左岸堤防

３　河川管理施設の位置　富山県高岡市福岡町向野新字外柳島680番から富山県高岡市石堤字番田358－３番まで

４　管理を行う者の氏名及び住所

氏名　道路管理者　高岡市長　高橋　正樹

住所　富山県高岡市広小路７番50号

５　管理の内容

⑴　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

⑵　路肩に接する法面で、別図に示す範囲内にあるものについての維持

⑶　原則として道路専用施設に係る災害復旧

６　管理の期間　平成28年５月31日から道路の存続する日まで

法　　務

再審による無罪判決の公示

宮川和彦（住所京都府亀岡市つつじケ丘都台三丁目三番二号、準社員、平成五年一一月三日生）に対して、「平成二七年三月四日大阪府和泉市あゆみ野二丁目近畿自動車道松原那智勝浦線上り四九・四キロポスト付近道路において、指定最高速度を四五キロメートル超えて普通乗用自動車を運転した」との事実につき、略式命令（罰金七万円）が確定していたが、再審の結果被告人の行為でないことが明らかとなったから、平成二八年五月一一日無罪の言渡しをした。

大阪簡易裁判所

労　　働

最低工賃の改正決定に関する公示

大阪労働局最低工賃公示第２号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、大阪府男子既製洋服製造業最低工賃（平成17年大阪労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成28年６月24日

大阪労働局長　中沖　　剛

大阪府男子既製洋服製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　大阪府の区域内で男子既製洋服製造業に係る背広上衣又はズボンのまとめの業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品　目	工　　程	規　　格	金　　額
背広上衣	そで付け裏まつり	針目が３センチメートル間隔に９針以上のもの	１枚（50センチメートル以上×２）につき　151円
	そで口裏まつり		１枚（30センチメートル以上×２）につき　62円
	肩裏まつり		１枚（15センチメートル以上×２）につき　27円
	えりこし（からげ）まつり	針目が３センチメートル間隔に６針以上のもの	１枚（30センチメートル以上）につき　33円
	ベントまつり		１枚（20センチメートル以上）につき　25円
	背すそまつり		１枚（15センチメートル以上×２）につき　43円
	えり裏まつり		１枚（10センチメートル以上）につき　49円
	わき裏まつり	針目が３センチメートル間隔に５針以上のもの	１枚（50センチメートル以上×２）につき　36円
	前裏すそまつり		１枚（25センチメートル以上×２）につき　39円
	見返し奥星入れ	針目が３センチメートル間隔に４針以上のもの	１枚（40センチメートル以上×２）につき　56円
	見返し７ミリメートル星入れ		１枚（40センチメートル以上×２）につき　41円
	背裏鎖止め	鎖糸ループの長さが１センチメートルのもの	１枚につき　14円
	ベント止め	１本糸で×印しつけ止めのもの	１枚につき　11円
	糸くず取り		１枚につき　72円
ズボン	腰裏後端まつり	針目が３センチメートル間隔に10針以上のもの	１本につき　11円
	前立てまつり	針目が３センチメートル間隔に６針以上のもの	１本につき　９円
	天ぐまつり		１本につき　９円
	小またちどり		１本につき　23円
	腰裏むし止め	８か所に行うもの	１本につき　31円
	ボタン付け	小ボタン、糸足つきで、根巻き４回以上のもの	１個につき　６円
	シックむし止め	１か所に行うもの	１本につき　５円
	糸くず取り		１本につき　23円

４　効力発生の日　平成28年８月１日